0	0	0	0	0		0
◎ 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18	◎ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	◎ 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	◎ 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12	◎ 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)(抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	参照条文	◎ 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律案

◎ 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)(抄)

(定義)

第四条 この法律において「被保険者」とは、 適用事業に雇用される労働者であつて、 第六条各号に掲げる者以外のものをいう。

2~5 (略)

(基本手当の受給資格)

年に加算した期間 き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者については、 !者期間が通算して十二箇月以上であつたときに、この款の定めるところにより、 基本手当は、 (その期間が四年を超えるときは、 被保険者が失業した場合において、 四年間)。 離職の日以前二年間 第十七条第一項において「算定対象期間」という。)に、 (当該期間に疾病、 当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を二 支給する。 負傷その他厚生労働省令で定める理由 次条の規定による被保 により引

2 となる者を除く。 特定理由離職者及び第二十三条第二項各号のいずれかに該当する者)に対する前項の規定の適用については、 同項中「二年間」とあるのは「一年間」と、「二年に」とあるのは「一年に」と、「 (前項の規定により基本手当の支給を受けることができる資格を有すること

十二箇月」とあるのは

「六箇月」とする。

3 期間が満了し、 なかつた場合に限る。 前項の特定理由離職者とは、 かつ、 当該労働契約の更新がないこと(その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至 その他のやむを得ない理由により離職したものとして厚生労働省令で定める者をいう。 離職した者のうち、 第二十三条第二項各号のいずれかに該当する者以外の者であつて、 期間の定めのある労働契約

(被保険者期間)

第十四条 (略)

- 2 前項の規定により被保険者期間を計算する場合において、次に掲げる期間は、 同項に規定する被保険者であつた期間に含めない。
- 資格又は第三十九条第二項に規定する特例受給資格を取得したことがある場合には、 基本手当の支給を受けることができる資格をいう。 の日以前 最後に被保険者となつた日前に、 おける被保険者であつた期間 当該被保険者が受給資格 次節から第四節までを除き、 (前条第 項 (同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。 以下同じ。 当該受給資格、 第三十七条の三第二 高年齢受給資格又は特例受給資格に係る離 一項に規定する高年齢受給 0) 規定によ

一 (略)

(失業の認定)

第十五条 ついての認定を受けた日に限る。 基本手当は、 受給資格を有する者 以下この款において同じ。 (次節から第四節までを除き、)について支給する。 以下「受給資格者」という。) が失業している日 (失業していることに

2 令で定めるところにより、 前項の失業していることについての認定 公共職業安定所に出頭し、 (以下この款において 求職の申込みをしなければならない。 「失業の認定」という。)を受けようとする受給資格者は 離 職 後、 厚生労

3~5 (略)

(基本手当の日額)

める率)を乗じて得た金額とする。 れたときは、 れたときは、 基本手当の日額は、 その変更された額) その変更された額) 賃金日額に百分の五十 については百分の八十から百分の五十までの範囲で、 については百分の八十、 (二千四百六十円以上四千九百二十円未満の賃金日額 四千九百二十円以上一万二千九十円以下の賃金日額 賃金日額の逓増に応じ、 (その額が第十八条の規定により変更さ (その額が同条の規定により変更さ 逓減するように厚生労働省令で定

2 (略)

(支給の期間及び日数)

第二十条 に妊娠、 四年を超えるときは、 より公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、 出産、 基本手当は、 育児その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、厚生労働省令で定めるところに この法律に別段の定めがある場合を除き、 四年とする。)内の失業している日について、 当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、 次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間 第二十二条第一項に規定する所定給付日数に相当する日数分を限度として支 その加算された期間が (当該期間内

- 0 次号及び第三号に掲げる受給資格者以外の受給資格者 翌日から起算して 当該基本手当の受給資格に係る離職の日 (以下この款において「基準日」という。)
- 基準日において第二十二条第二項第一号に該当する受給資格者 基準日の翌日から起算して一年に六十日を加えた期
- 基準日において第二十三条第一項第二号イに該当する同条第二項に規定する特定受給資格者 基準日の翌日から起算して一年に三十日を加え
- め る理由によるものであるものが、 受給資格者であつて、 当該受給資格に係る離職が定年 当該離職後一定の期間第十五条第二項の規定による求職の申込みをしないことを希望する場合において、 (厚生労働省令で定める年齢以上の定年に限る。 に達したことその他厚生労働省令で定 厚生

いう。 項の規定による求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該基本手当の受給資格に係る離職の日 する一定の期間 労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出たときは、 た期間内」 る期間」とあるのは の翌日から当該求職 同項第 (一年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間 一号中 「次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、 の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、 「当該基本手当の受給資格に係る離職の日 当該各号に定める期間と、 (以下この款において「基準日」という。) 」とあるのは (当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に第十五条第二 前項中「次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、 次項に規定する求職の申込みをしないことを希望 「当該期間内」とあるのは (以下この款において 「基準日」とす 当該各号に定 「基準日」と 「当該合算し

3 (略)

る。

(所定給付日数)

二十二条 (略)

2

年以上の受給資格者にあつては次の各号に掲げる当該受給資格者の区分に応じ当該各号に定める日数とし、 前項の受給資格者で厚生労働省令で定める理由により就職が困難なものに係る所定給付日数は、 同項の規定にかかわらず、 その算定基礎期間が その算定基礎期間 が

一・二 (略) 資格者にあつては百五十日とする。

3~5 (略)

第二十三条 給資格者の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。 特定受給資格者にあつては、 特定受給資格者 五年) (前条第三項に規定する算定基礎期間 以上のものに限る。 に係る所定給付日数は、 (以下この条において単に「算定基礎期間」という。 前条第一項の規定にかかわらず、 次の各号に掲げる当該特定受 が 年 (第五号に掲げる

(略)

基準日において四十五歳以上六十歳未満である特定受給資格者 次のイからニまでに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、 当該イからニまでに

定める日数

二十年以上 三百三十日

ロ〜ニ (略)

に定める日数

基準日において三十五歳以上四十五歳未満である特定受給資格者 次のイからニまでに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、 当該イからニまで

イ 二十年以上 二百七十日

ロ〜ニ (略)

四·五 (略

- 2 前項の特定受給資格者とは、 次の各号のいずれかに該当する受給資格者 (前条第二項に規定する受給資格者を除く。) をいう。
- 業主の適用事業の縮小若しくは廃止に伴うものである者として厚生労働省令で定めるもの 1.始又は特別清算開始の申立てその他厚生労働省令で定める事由に該当する事態をいう。第五十七条第二項第一号において同じ。 当該基本手当の受給資格に係る離職が、 その者を雇用していた事業主の事業について発生した倒産 (破産手続開始、 再生手続開始、 又は当該事 更生手続
- 生労働省令で定める理由により離職した者 前号に定めるもののほか、 解雇(自己の責めに帰すべき重大な理由によるものを除く。 第五十七条第二項第二号において同じ。 その 他 0 厚

(個別延長給付)

第二十四条の二 第二十二条第二項に規定する就職が困難な受給資格者以外の受給資格者のうち、第十三条第三項に規定する特定理由 適当であると認めたものについては、 業安定所長が厚生労働省令で定める基準(次項において「指導基準」という。)に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが 労働省令で定める者に限る。)である者又は第二十三条第二項に規定する特定受給資格者であつて、 所定給付日数を超えて基本手当を支給することができる。 第四項の規定による期間内の失業している日(失業していることについての認定を受けた日に限る。 次の各号のいずれかに該当し、 かつ、 離職者 公共職 につ 生

- 心身の状況が厚生労働省令で定める基準に該当する者
- 業に就くことが特に困難であると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住する者 離職を余儀なくされた者又は激甚災害法第二十五条第三項の規定により離職したものとみなされた者であつて、 激甚災害法」という。 雇用されていた適用事業が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 第二条の規定により激甚災害として政令で指定された災害(次号において「激甚災害」という。 (昭和三十七年法律第百五十号。 政令で定める基準に照らして職)の被害を受けたため 以下この の項にお いて
- 甚災害法第二十五条第三項の規定により離職したものとみなされた者 雇用されていた適用事業が激甚災害その他の災害 (厚生労働省令で定める災害に限る。)の被害を受けたため離職を余儀なくされた者又は (前号に該当する者を除く。)
- 2 進 第二十二条第二項に規定する就職が困難な受給資格者であつて、 ついての するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたものについては、 認定を受けた日に限る。)について、 所定給付日数を超えて基本手当を支給することができる。 前項第二号に該当し、かつ、公共職業安定所長が指導基準に照らして再就 第四項の規定による期間内の失業している日 (失業しているこ 職を
- 前 一項の場合において、 所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、 次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、 当該各号に定める日数

を限度とするものとする。

- 当する受給資格者にあつては、 第 一項 (第 一号及び第三号に限る。) 三十月 又は前項に該当する受給資格者 六十日 (所定給付日数が第二十三条第一項第二号イ又は第三号イに該
- 第一項 あつては、 (第二号に限る。)に該当する受給資格者 九十日) 百二十日 (所定給付日数が第二十三条第一項第二号イ又は第三号イに該当する受給資格者
- 4 項の規定にかかわらず、これらの規定による期間に前項に規定する日数を加えた期間とする。 第 項又は第二項の規定による基本手当の支給 (以 下 「個別延長給付」という。)を受ける受給資格者の受給期間は、 第二十条第 一項及び第二

(延長給付に関する調整)

- 第二十八条 長給付 ては、当該広域延長給付が終わつた後でなければ全国延長給付及び訓練延長給付は行わず、全国延長給付を受けている受給資格者については、 全国延長給付が終わつた後でなければ訓練延長給付は行わない。 (第二十四条第一 個別延長給付を受けている受給資格者については、 項又は第二項の規定による基本手当の支給をいう。 当該個別延長給付が終わつた後でなければ広域延長給付、 以下同じ。 は行わず、 広域延長給付を受けている受給資格者につい 全国延長給付及び 当 延
- 2 れることとなつたときは、これらの延長給付が行われる間は、その者について全国延長給付は行わず、広域延長給付を受けている受給資格者に が行われる間は、 訓練延長給付を受けている受給資格者について個別延長給付、広域延長給付又は全国延長給付が行われることとなつたときは、 て個別延長給付が行われることとなつたときは、 その者について訓練延長給付は行わず、全国延長給付を受けている受給資格者について個別延長給付又は広域延長給付が行 個別延長給付が行われる間は、 その者について広域延長給付は行わない。 これらの延長給
- 3 (略)

(給付日数を延長した場合の給付制限)

- 第二十九条 給付又は全国延長給付を受けている受給資格者が、正当な理由がなく、 公共職業訓練等を受けること又は厚生労働大臣の定める基準に従つて公共職業安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受 ることを拒んだときは、 訓練延長給付 (第二十四条第二項の規定による基本手当の支給に限る。第三十二条第一項において同じ。 その拒んだ日以後基本手当を支給しない。ただし、 公共職業安定所の紹介する職業に就くこと、 その者が新たに受給資格を取得したときは、)、個別延長給付、 公共職業安定所長の この限りでない。 広域延長 指 宗した
- 前 頃に規定する正当な理由があるかどうかの認定は、 公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従つてするものとする。

(給付制限)

第三十二条 公共職業安定所の紹介する職業に就くこと又は公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けることを拒んだときは、 て一箇月間は、 受給資格者 基本手当を支給しない。 (訓練延長給付、 個別延長給付、 ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 広域延長給付又は全国延長給付を受けている者を除く。 以下この条において同じ。 その拒んだ日から起算) が、

- 紹介された職業又は公共職業訓練等を受けることを指示された職種が、受給資格者の能力からみて不適当であると認められるとき
- られるとき。 就職するため、 又は公共職業訓練等を受けるため、 現在の住所又は居所を変更することを要する場合において、その変更が困難であると認め
- 三 就職先の賃金が、 同 地域における同種の業務及び同程度の技能に係る一般の賃金水準に比べて、 不当に低いとき。
- 兀 職業安定法第二十条 (第二項ただし書を除く。 の規定に該当する事業所に紹介されたとき
- 五. その他正当な理由があるとき。

2 •

略

2

第三十三条 条の規定による期間の満了後一箇月以上三箇月以内の間で公共職業安定所長の定める期間は、基本手当を支給しない。ただし、 (の指示した公共職業訓練等を受ける期間及び当該公共職業訓練等を受け終わつた日後の期間については、この限りでない。 被保険者が自己の責めに帰すべき重大な理由によつて解雇され、又は正当な理由がなく自己の都合によつて退職した場合には、 公共職業安定所 第二十

3 えた期間とする を超えるときは、 とされる期間に七日を超え三十日以下の範囲内で厚生労働省令で定める日数及び当該受給資格に係る所定給付日数に相当する日数を加えた期間が 年 基本手当の受給資格に係る離職について第一項の規定により基本手当を支給しないこととされる場合において、 (当該基本手当の受給資格に係る離職の日において第二十二条第二項第一号に該当する受給資格者にあつては、 当該受給資格者の受給期間は、 第二十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による期間に当該超える期間を加 当該基本手当を支給しないこと 一年に六十日を加えた期間

4

5 いての調整に関して必要な事項は、 第三項の規定に該当する受給資格者が個別延長給付、広域延長給付、 厚生労働省令で定める。 全国延長給付又は訓練延長給付を受ける場合におけるその者の受給期間に

雇用安定事業

第六十二条 の予防、 雇用状態の是正、 政 分府は、 被保険者、 雇用機会の増大その他雇用の安定を図るため、 被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者 雇用安定事業として、次の事業を行うことができる。 (以下この章において 「被保険者等」という。 に関 失業

労働者 景気の変動 の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、 産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合におい 必要な助成及び援助を行うこと。 て、 労働者を休業させる事業主その他

<u>二</u> 5 五 略

前各号に掲げるもののほ 入れの促進その他被保険者等の か、 障害者その他就職が特に困難な者の雇入れの促進、 雇用の安定を図るために必要な事業であつて、 厚生労働省令で定めるものを行うこと。 雇用に関する状況が全国的に悪化した場合における労働 者の

2 前 :項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は、 厚生労働省令で定める。

3 略

国 庫 0 負担

付 八十六条 金に限る。 国庫は、 第三号において同じ。 次に掲げる区分によつて、 育児休業給付並びに第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給に要する費用の 求職者給付 (高年齢求職者給付金を除く。 第一号において同じ。 及び雇用継 続給付 部を負担する。 (介護休業給

日雇労働求職者給付金以外の求職者給付については、当該求職者給付に要する費用の四分の

日雇労働求職者給付金については、当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三分の一

- 三 雇用継続給付については、 当該雇用継続給付に要する費用の八分の
- 兀 育児休業給付については、 当該育児休業給付に要する費用の 八分の
- 五. 第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給については、 当該職業訓練受講給付金に要する費用の二分の
- 2 玉 規 [庫の負担が当該会計年度において支給した当該求職者給付の総額の三分の一に相当する額に達する額までを負担する。 定により徴収した一般保険料の額を超える場合には、 前 項第 一号に掲げる求職者給付については、 国庫は、 同号の規定にかかわらず、 毎会計年度において、 支給した当該求職者給付の総額の四分の三に相当する額が徴 当該超過額について、 同号の規定による 国 庫 0 負担 額を加 収 えて 法 0
- 3 前項に規定する一般保険料の額は、 第一号に掲げる額から第二号から第四号までに掲げる額の合計額を減じた額とする。
- 次に掲げる額の合計額 (以下この条及び第六十八条第二項において「一般保険料徴収額」という。)
- 1 第八項の規定により変更されたときは、 徴収法の規定により徴収した徴収法第十二条第一項第一号に掲げる事業に係る一般保険料の額のうち雇用 その変更された率。 以下この条において同じ。)に応ずる部分の 保険率 (その率が同条第五項又は
- 口 徴収法第十二条第一項第三号に掲げる事業に係る一般保険料の額
- 徴収法の規定により徴収した印紙保険料の額に相当する額に厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める率を乗じて得た額
- 休 業給付率」という。 般 保険 料徴収額から)を乗じて得た額 前号に掲げる額を減じた額に千分の四の率を雇用保険率で除して得た率 (第五項及び第六十八条第二項において「育児

- 兀 五. 0 率 般保険 を雇用保険率で除して得た率 |料徴収額から第二号に掲げる額を減じた額に千分の三・五の率 (第五項及び第六十八条第二項において「二事業率」という。 (徴収法第十二条第四項第三号に掲げる事業については、 を乗じて得た額 Ŧ 分の 四
- 4 「千分の四 収法第十二条第八項の規定により雇用保険率が変更されている場合においては、 五」とあるのは「千分の四」とする。 前項第四号中「千分の三・五」とあるのは 「千分の三」
- 5 給付金の総額の四分の一に相当する額を下回る場合には、 にかかわらず、 日 雇労働求職者給付金については、 同号の規定による国庫の負担額から当該超過額に相当する額を減じた額(その額が当該会計年度において支給した日雇労働 国庫は、 毎会計年度において第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合には、 その四分の一に相当する額)を負担する。 第 項 第二号の規定
- 次に掲げる額を合計した額
- イ 徴収法の規定により徴収した印紙保険料の額
- 口 イの額に相当する額に第三項第二号に掲げる厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める率を乗じて得た額から、 その 額に育児休業給 付率と
- 二事業率とを合算した率を乗じて得た額を減じた額

支給した日雇労働求職者給付金の総額の三分の二に相当する額

- 6 事 ・業」という。)に要する費用 玉 |庫は、 前各項に規定するもののほか、 (第一項第五号に規定する費用を除く。)及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。 毎年度、 予算の範囲内において、 第六十四条に規定する事業 (第六十八条第二項において 「就職
- 第六十七条 者給付に要する費用の三分の一を負担する。 給付の総額から広域延長給付を受ける者に係る求職者給付の総額を控除した額」と、 の額から広域延長給付を受ける者に係る求職者給付の総額の三分の二に相当する額を控除した額を超える場合には」とする。 第二十五条第一 項の措置が決定された場合には、 この場合において、 前条第一項第一号の規定にかかわらず、 同条第二項中「支給した当該求職者給付の総額」とあるのは 「一般保険料の額を超える場合には」とあるの 国庫は、 広域延長給付を受ける者に係る求職 「支給した当該求職 は 般保

(報告等)

第七十六条 資格者 合若しくは労働保険事務組合であつた団体に対して、この法律の施行に関して必要な報告、 (以 下 行政庁は 「受給資格者等」という。)若しくは教育訓練給付対象者を雇用し、 厚生労働省令で定めるところにより、 被保険者若しくは受給資格者、 若しくは雇用していたと認められる事業主又は労働保険事務 文書の提出又は出頭を命ずることができる。 高年齡受給資格者、 特例受給資格者若しくは 日 [雇受給

2~4 (略)

第七十七 行政庁は、 被保険者、 受給資格者等、 教育訓練給付対象者又は未支給の失業等給付等の支給を請求する者に対して、 この法律の施 行に

関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

(資料の提供等)

第七十七条の二 「項の規定による協力を求められた関係行政機関又は公私の団体は、 行政庁は、 関係行政機関又は公私の団体に対して、この法律の施行に関して必要な資料の提供その他 できるだけその求めに応じなければならな の協力を求めることができる。

(立入検査)

第七十九条 が 用し、若しくは雇用してい 電磁的記録を含む。 できない方式で作られる記録であつて、 者に対して質問させ、 行政庁は、)の検査をさせることができる。 この法律の施行のため必要があると認めるときは、 又は帳簿書類 たと認められる事業主の事業所又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体の事 (その作成又は保存に代えて電磁的記録 電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当 当該職員に、 (電子的方式、 被保険者、 磁気的方式その他人の知覚によつては認識すること 受給資格者等若しくは教育訓 務所に立ち入り、 練給付対象者を雇 関

- 2 前 項の規定により立入検査をする職員は、 その身分を示す証明書を携帯し、 関係者に提示しなければならない。
- 3 第 項の規定による立入検査の権限は、 犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七十九条の二 輸監理部又は 三第二項 運輸局 三十二条第二項及び第三 第二十条第 とあるのは :置法第七条第二項に規定する船員雇用促進センターをいう。以下同じ。)を除く。)」と、 とあるのは 五十二条第 員 、船員に関する特例 (の職業に就こうとする者の適性) 運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。第十五条第五項において同じ。)及び船員雇用促進センター 第三十七条の四第五項、 運輸支局の事務所を含む。)」又は「公共職業安定所長又は地方運輸局 項及び第 一項及び第二 除 「公共職業安定所又は地方運輸局 船員である者が失業した場合に関しては、 < 項、 又は 項、 <u>-</u>項、 第三十三条第一項及び第二項、 第二十一条、 船員職業安定法第六条第四項に規定する無料 第五十三条第一項、 第三十九条第二項、第四十条第三項及び第四項、 職業経験その他の実情に応じて行うものに限る。)を行う者 第二十四条、 (運輸監理部並びに厚生労働 第五十六条の三第 第二十四条の二第一 第十条の四第二項中「又は業として」とあるのは 第三十六条第一 一項並 -船員職業紹介事業者若しくは業として同条第五項に規定する職業指導 項及び第二項、 項及び第二項、 :大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局 びに第五十九条第一項中「公共職業安定所」 第四十一条第一項、 (運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して 第三十七条第 第二十九条第二項、 第十五条第二項から第四項まで、 (地方運輸局 第四十七条第二 項、 「若しくは業として」と、 第三十条、 第二項及び第七項、 (船員の (運輸監理部、 項、 又は 雇用の 第三十一 第五十 及び地 「公共職業安定所長 第十九条第三項、 促進に関する特別 運輸支局 条第二項、 方運 第三十七条の 一条第一項 「除く。 一輪局、 及び地方 運 第

るのは 条 の事務所を含む。 定所若しくは地方運輸局 局 の事務所を含む。 定する運輸支局及び地方運輸局 定所若しくは地方運輸局 第三十二条第 輸 及び地方運輸局、 ;定する運輸支局及び地方運輸局、 ر کر (第二項ただし書を除く。 嵩 (運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、 「失業者」と、 「公共職業安定所長が」とあるのは 一項、 が」と、 の 第四十三条第一 運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。) 同条第五項中 又は (運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、 (運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局))の規定に該当する船舶」と、第五十八条第一項中「公共職業安定所、 第三十二条第一項第四号及び第五十二条第一項第三号中「事業所」とあるのは 「公共職業安定所長若しくは地方運輸局 運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。)の長が」とする。 項第一号及び第五十八条第 運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。)の長」と、 「職業安定機関」とあるのは 「公共職業安定所長又は地方運輸局(運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指 一項中 の長の」と、 「職業安定機関、 「公共職業安定所の」 (運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支 第二十九条第一項中「公共職業安定所が」 地方運輸局、 又は 第十五条第三項中 船員雇用促進センター」 「公共職業安定所長の」 とあるのは 運輸監理部又は運輸支局 「事業所又は船員職業安定法第二十一 「法令の規定に基づき失業者」 「公共職業安定所若しくは地方 と とあるのは とあるのは 運輸監理部又は運輸支局 運輸監理部又は運輸支局 第二十九条第一 の事務所を含む。 「公共職業安 「公共職業安 とあ 項、

第八十三条 事業主が次の各号の いずれかに該当するときは、 六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

を提出した場合

(略

第七十六条第 項の規定による命令に違反して報告をせず、 若しくは偽りの報告をし、 又は文書を提出せず、 若しくは偽りの記載をした文書

兀 略

Ŧī. しくは忌避した場合 第七十九条第 項の 規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、 若しくは偽りの陳述をし、 又は同項の規定による検査 一を拒 み、 妨げ、 若

第八十五 該当するときは、 被保険者、 六箇月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。 受給資格者等、 教育訓練給付対象者又は未支給の失業等給付等の支給を請求する者その他の関係者が次の各号の いがずれ、

三

- 又は出頭 第七十七条の規定による命令に違反して報告をせず、 L なか つた場合 若しくは偽りの報告をし、 文書を提出せず、 若しくは偽りの 記載をした文書を提出
- 第七十九条第 項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、 若しくは偽りの陳述をし、 又は同項の規定による検査を拒み、 妨げ、 若

者が、その法人又は人の業務に関して、 法 人 法 人でない労働保険事務組合を含む。 前三条の違反行為をしたときは、 以下この項において同じ。 行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑)の代表者又は法人若しくは人の代理人、 使用人その 他 を科す 従

2 (略)

附則

ß

給付日数の延長に関する暫定措置)

第五 ていることについての認定を受けた日に限る。)について、 が適当であると認めたもの 内に居住し、 資格者に限る。)であつて、 資格者のうち第十三条第三項に規定する特定理由離職者 本手当の支給を受けた日数が所定給付日数に満たない場合には、 受給資格に係る離職 かつ、 公共職業安定所長が第二十四条の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うこと 0 (個別延長給付を受けることができる者を除く。)については、 厚生労働省令で定める基準に照らして雇用機会が不足していると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域 日が令和四年三月三十一日以前である受給資格者 (厚生労働省令で定める者に限る。)である者及び第二十三条第1 所定給付日数 その支給を受けた日数。 (当該受給資格者が第二十条第一項及び第二項の規定による期間内に基 (第二十二条第二項に規定する就職が困難な受給資格者以外 次項において同じ。)を超えて、 第三項の規定による期間内の失業している日 一項に規定する特定受給 基本手当を支給するこ (失業し で受給

- 2 する受給資格者にあつては、 項の場合において、 所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、 三十月) を限度とするものとする。 六十日 (所定給付日数が第二十三条第一項第 一号イ又は第三号イに該
- 3 間 に前項に規定する日数を加えた期間とする。 第一項の規定による基本手当の支給を受ける受給資格者の受給期間は、 第二十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、 これらの規定による期

4

るのは は 用については、 (延長給付」という。) 第 「個別延長給付又は地域延長給付が行われる間」と、 項の規定の適用がある場合における第二十八条、 個 「個別 別延 延長給付、 長給付が行われること」 第二十八条第一項中「個別延長給付を」とあるのは を」と、 地域延長給付、 「個別延長給付が」とあるのは とあるのは ر کر 「個別延長給付又は広域延長給付」とあるのは 「個別延長給付又は地域延長給付が行われること」と、 第二十九条第一項及び第三十二条第一項中「又は全国延長給付」とあるのは 第二十九条、 「個別延長給付又は地域延長給付が」と、 「個別延長給付又は附則第五条第 第三十二 一条、 第三十三条、 「個別延長給付、 第七十二条第一項及び第七十九条の二の 一項の規定による基本手当の支給 「個別 同条第二項中 延長給付が 地域延長給付又は広域延長給 「個別延長給付、 行 れる間」 (以 下 とあるの 規定 全国延長 」とあ 付 0) 地地 適

に附則第五条第一項」とする。 は第二十四条の 給付又は地域延長給付」と、 第五十六条の三第一項若しくは附則第五条第一項」と、第七十九条の二中 二第 項」とあるのは 第三十三条第五項中「広域延長給付」とあるのは $\vec{}$ 第二十四条の二第 一項若しくは附則第五条第一項」と、 「並びに第五十九条第一項」とあるのは「、 「地域延長給付、 広域延長給付」と、 「若しくは第五十六条の三第一 第七十二条第一項中「若しく 第五十九条第一項並び 項」とあるのは

国庫は、 条 第六十六条第一項及び第六十七条前段の規定による国庫の負担額の百分の十に相当する額を負担する。 平 ·成二十九年度から令和三年度までの各年度においては、 第六十六条第一項及び第六十七条前段の規定並びに前条の規定にかかわらず、

- 2 第 五項の規定は、 平成二十九年度から令和三年度までの各年度においては、 適用しない。 第六十六条第二項(第六十七条後段において読み替えて適用する場合を含む。)及び
- 3 する。 第 項 の規定の適用がある場合における第六十六条第六項の規定の適用については、 同項中 「前各項」とあるのは、 「附則第十四条第 項」 لح

◎ 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において、 次の各号に掲げる用語の意義は、 それぞれ当該各号に定めるところによる。

なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。 新型インフルエンザ等 感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第九項に規定する新感染症 (全国的 カゝ で急速

(略)

三 定により実施する措置をいう。 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、 新型インフル 、五項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされるまでの間において、 エンザ等緊急事態措置 第三十二条第一項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時 国 地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律の規 国民の生命及び健康を保護し、 から同 並びに 条

四~七 (略

(新型インフルエンザ等緊急事態宣言等)

政府対策本部長は、 新型インフルエンザ等 (国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要

ンザ等緊急事態宣言」という。)をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。 認めるときは、 を及ぼし、 件に該当するものに限る。 又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態 新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示(第五項及び第三十四条第一項において「新型インフルエ 以下この章において同じ。)が国内で発生し、 その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響 (以下「新型インフルエンザ等緊急事態」 という。 が発生したと

- 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間
- 新型インフルエンザ等緊急事態措置 (第四十六条の規定による措置を除く。) を実施すべき区
- 新型インフルエンザ等緊急事態の概要

2 \ 4

(略)

きは、 政府対策本部長は、 速やかに、 新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言 新型インフルエンザ等緊急事態宣言をした後、 (新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めると)をし、 及び国会に報告

6 (略)

するものとする。

附 則

(新型コロナウイルス感染症に関する特例)

第一条の二 えない範囲内において政令で定める日までの間は、 フルエンザ等対策特別措置法の一 に対して、 (告示を含む。 人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。第三項において同じ。 新型コロナウイルス感染症 の規定を適用する。 部を改正する法律 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、 第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等とみなして、 (令和二年法律第四号。 同項において 「改正法」という。) この法律及びこの法律に基づく命 中華人民共和国から世界保健 の施行の日から起算して二年を超) については、 新型イン 機関

2 •

0 特別会計に関する法律 (平成十九年法律第二十三号)

般会計からの繰入れ

繰入対象経費」という。) 各特別会計において経理されている事務及び事業に係る経費のうち、 が次章に定められている場合において、一般会計からの繰入対象経費の財源に充てるために必要があるときに限り、 一般会計からの繰入れの対象となるべき経費 (以下 般会計 からの 予

(積立金)

第百三条 (略)

2 (略)

3 並 雇用勘定において、 |びに雇用安定事業及び能力開発事業(雇用保険法第六十三条に規定するものに限る。 毎会計年度の歳入額 (育児休業給付に係る歳入額 (次条第三項及び第四項において「育児休業給付費充当歳入額」 以下この項において同じ。)に係る歳入額 (第百四 条第

第三項及び第四項において「二事業費充当歳出額」という。) 三項及び第四項において「二事業費充当歳入額」という。)の合計額を控除した残りの額とする。)から当該年度の歳出額 沿出額 (次条第三項及び第四項において「育児休業給付費充当歳出額」という。 雇用保険事業の失業等給付費(就職支援法事業に要する費用を含む。 の合計額を控除した残りの額とする。 第五項において同じ。)並びに雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳出額)に充てるために必要な金額を、 を控除して残余がある場合には、 (育児休業給付に係る 積立金とし (第百四条 当該残余

合には、 雇用勘定において、 政令で定めるところにより、 毎会計年度の前項に規定する歳入額から当該年度の同項に規定する歳出額を控除して不足がある場合その他政令で定める場 同勘定の積立金から補足するものとする。

項の規定による当該各勘定からの徴収勘定への繰入金 ために必要がある場合には、 労災勘定又は雇用勘定の積立金は、 予算で定める金額を限り、 労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費又は雇用保険事業の失業等給付費並びに第百二条第三 (労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。 当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。 を支弁する

育児休業給付資金)

5

て積み立てるものとする。

第百三条の二 雇用勘定に育児休業給付資金を置き、 同勘定からの繰入金及び第三項の規定による組入金をもってこれに充てる

- 2 前項の雇用勘定からの繰入金は、 予算で定めるところにより、 繰り入れるものとする。
- 3 余のうち、 雇 用勘定において、 育児休業給付費に充てるために必要な金額を、 毎会計年度の育児休業給付費充当歳入額から当該年度の育児休業給付費充当歳出額を控除して残余がある場合には、 育児休業給付資金に組み入れるものとする。 当該残
- 4 定める場合には、 雇用勘定において、 政令で定めるところにより、 毎会計年度の育児休業給付費充当歳入額から当該年度の育児休業給付費充当歳出額を控除して不足がある場合その他政令で 育児休業給付資金から補足するものとする。

5 · 6 (略)

(雇用安定資金)

第百四条 雇用勘定に雇用安定資金を置き、 同勘定からの繰入金及び第三項の規定による組入金をもってこれに充てる。

- 2 前 項の雇用勘定からの繰入金は、 予算で定めるところにより、 繰り入れるものとする。
- 3 用 一安定事業費に充てるために必要な金額を、 雇用勘定において、 毎会計年度の二事業費充当歳入額から当該年度の二事業費充当歳出額を控除して残余がある場合には、 雇用安定資金に組み入れるものとする。 当該残余のうち、 雇
- 4 は、 雇用勘定において、 政令で定めるところにより、 毎会計年度の二事業費充当歳入額から当該年度の一 雇用安定資金から補足するものとする。 一事業費充当歳出額を控除して不足がある場合その他政令で定める場合に

5 · 6 (略

(国庫負担金の過不足の調整)

第百 相当する金額は、 庫 規定による国庫 負担金として一般会計から受け入れるべき金額に対して超過し、又は不足する場合には、 雇用勘定におい 翌々年度までに一般会計から補填するものとする。 負担金として一般会計から受け入れる金額から減額し、 て、 每会計年度一 般会計から受け入れた金額が、 当該年度における雇用保険法第六十六条及び第六十七条の なお残余があるときは翌々年度までに一般会計に返還し、 当該超過額に相当する金額は、 翌年度においてこれ 当該不足額 規定による国

附則

.雇用勘定における国庫負担金の過不足の調整の特例

- 第二十条の二 六十七条」とあるのは、 雇 |用保険法附則第十三条第一項の規定が適用される会計年度における第百五条の規定の適用については、 「附則第十三条第一項及び同条第三項の規定により読み替えて適用する同法第六十六条第六項」 同条中 とする。 「第六十六条及び第
- 2 [則第十四条第一項及び同条第三項の規定により読み替えて適用する同法第六十六条第六項] とする。 平成二十九年度から令和三年度までの各年度における第百五条の規定の適用については、 同条中「第六十六条及び第六十七条」とあるのは、

(雇用勘定の積立金の特例等)

- 第二十条の三 る金額を限 雇用安定事業費 平成二十二年度から平成二十五年度までにおいて、 同 勘定の歳入に繰り入れることができる。 (雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業に要する費用に限る。 第百三条第三項の規定による雇用勘定の積立金は、)を支弁するために必要がある場合には、 同条第五項の規定によるほ 予算で定め か
- 平成二十二年度から平成二十五年度までにおいては、 雇用勘定において、 各年度の第百三条第三項に規定する二事業費充当歳入額から当該年度

同項に規定する二事業費充当歳出額を控除して不足がある場合であって、 同 勘定 の積立金から当該不足分を補足することができる。 第百四条第四項の規定により雇用安定資金から補足してなお不足が あ

- 3 入れなければならない。 三条第三項に規定する二事業費充当歳入額から当該年度の同項に規定する二事業費充当歳出額を控除して残余がある場合には、 (第二十条の三第三項の規定による組入金」とする。 定にかかわらず、 第一項の規定により繰り入れた金額の総額及び前項の規定により補足した金額の総額については、 当該繰り入れた金額の総額及び当該補足した金額の総額の合計額に相当する金額に達するまでの金額を同勘定の積立金に組み この場合における第百三条第三項の規定の適用については、 同項中「必要な金額」とあるのは、 後日、 雇用勘定におい 「必要な金額を、 て、 第百四条第三項の 毎会計 年 度 及び附 0) 第 百
- 規定により補足した金額の総額の合計額から同条第三項の規定による組入金の総額を控除して得た金額を控除した額」とする。 入金の額」と、 とあるのは 額」と、 入れた金額の総額及び同条第二 に達するまでの間、 前 頭の規定による組入金の総額が第一項の規定により繰り入れた金額の総額及び第二項の規定により補足した金額の総額の合計 同条第八項中 「加減した額並びに当該会計年度までの特別会計に関する法律 「加減した額」とあるのは「加減した額から当該会計年度までの同条第一項の規定により繰り入れた金額の総額 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第五項及び第八項の規定の適用については、 「繰り入れられた額」とあるのは 一項の規定により補足した金額の総額の合計額から同条第三項の規定による組入金の総額を控除 「繰り入れられた額及び特別会計に関する法律附則第二十条の三第三 (平成十九年法律第二十三号) 附則第二十条の三 同条第五 第一 項中 一項の 項 及び同条第 して得た金額 0 額に相当する金 規定による組 規定により繰 加減した額 二項 の合
- ◎ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)(抄)

(労働保険料)

第十条 政府は、労働保険の事業に要する費用にあてるため保険料を徴収する。

2 前項の規定により徴収する保険料 (以下「労働保険料」という。) は、次のとおりとする。

一般保険料

一〜五 (略

一般保険料に係る保険料率)

十二条 一般保険料に係る保険料率は、次のとおりとする。

ときは、 労災保険 その変更された率。 及び雇用保険に係る保険関係が成立している事業にあつては、 第四項を除き、 以下同じ。)とを加えた率 労災保険率と雇用保険率 (第五項又は第八項の規定により変更された

一(略)

三 雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業にあつては、雇用保険率

2·3 (略)

る事業については千分の十八・五とする。 雇用保険率は、 又は事業の規模が縮 千分の十五・五とする。 小することのない事業として厚生労働大臣が指定する事業を除く。 ただし、 次の各号 (第 二号を除く。) に掲げる事業 第一)については千分の十七・五とし、 号及び第二号に掲げる事業のうち、 季節: 的に

土地の 耕作若しくは開墾又は植物の栽植、 栽培、 採取若しくは伐採の事業その 他農林 :の事

業

動物の飼 育又は・ 水産動 植 物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、 養蚕又は水産の事業

三 土木、 建 築その他工 作 物 の建設、 改造、 保存、 修理、 変更、 破壊若しくは解体又はその準 | 備の 事

清酒の製造の事業

兀

二 十 二 • 項 以 労働保険特別会計の雇用勘定の積立金 よる助成及び 五. に係る分を除 『政策審議会の意見を聴い 第三号に掲げる事業を除く。 |失業等給付額等から教育訓練給付額及び雇用継続給付額を減じた額に相当する額を下るに至つた場合において、 下この項において 厚生労働大臣は、 を減じた額が、 項第四号の規定による国庫の負担額を除く。 前各号に掲げるものの 五まで) 職業訓練受講給付金の支給の額との合計額 の範囲内において変更することができる。 当該会計 並びに同法第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額並びに同法第六十四 毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、 「教育訓練給付額」という。 こ、 ほ .年度における失業等給付額等から教育訓練給付額及び雇用継続給付額を減じた額の二倍に相当する額を超え、 か、 一年以内の期間を定め、 については千分の十三・五から千分の二十一・五まで、 雇用保険法第三十八条第一項に規定する短期雇 (第七項において「積立金」という。)に加減した額から同法第十条第五項に規定する教育訓練給)、同条第六項の規定による国庫の負担額)及び同条第六項に規定する雇用継続給付の額 雇用保険率を千分の十一・五から千分の十九・五まで(前項ただし書に規定する事業 (以下この項において「失業等給付額等」という。 用特例被保険者の雇用 同号に掲げる事業については千分の十四・ (同法による雇用保険事業の事務の執行に要する経 第二項及び第五項の規定による国庫の負担 (以下この項において の状況等を考慮して政令で定め)との差額を当該会計年度末におけ 必要があると認めるときは、 「雇用継続給付額」 五から千 条の規 付 額 とい 又は当 で 額 (同 分の 定に . う 労 費 条

八項において「二事業費充当徴収保険料額」という。 三号に掲げる事 率 前 頃の 保険料の (千分の 微収保険料額」 兀 額 業につい の率を雇用保険率で除して得た率をいう。)を乗じて得た額及び当該一般保険料徴収額に二事業率 の総額とを合計した額 ては、 とは、 千分の 第一項第一号の事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率に応ずる部分の 兀 (以下この項及び第八項において「一般保険料徴収額」という。 五の率) を雇用保険率で除して得た率をいう。 の合計額を減じた額並びに印紙保険料の額の総額の合計額をいう。 第三十一条第 から当該 項において同じ。 額の総額と同項 (千分の三・ 一般保険 料徴 第三 を乗じて得た額 五. の 収額に育児休業給 号 0) (第四項第 (第

7 (略)

8 を超えるに至つた場合には、 0 り入れられた額を含む。)との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分 に規定するものに限る。)に要する費用に充てられた額 三・五の率 厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業 (第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率)を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額 雇用保険率を一年間その率から千分の○・五の率を控除した率に変更するものとする。 (予算の定めるところにより、 労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰 (同法第六十三条

9 (略

◎ 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)(抄)

(社会保険労務士の業務)

第二条 社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。

当該電磁的記録を含む。)をいう。 ては認識できない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を作成する場合における 別表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令(以下「労働社会保険諸法令」という。)に基づいて申請書等(行政機関等に提出する申請 届出書、 報告書、 審査請求書、 以下同じ。)を作成すること。 再審査請求書その他の書類 (その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、 磁気的方式その他人の知覚によつ

一の二~三(略)

2~4 (略)

別表第一 (第二条関係)

~二十の二十六 (略)

一十の二十七 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (平成二十七年法律第六十四号)

二十一~三十三 (略)